

2026/1/5に予定されてい
る主な変更点について
(申請者向け)

2026/1/5に予定されている石綿事前調査結果報告システムの改修概要についてお知らせいたします。

画面ごとに主な改修内容を記載しておりますので、ご確認ください。

【本件に関するお問合せ先】

本件についてのお問い合わせは、石綿事前調査結果報告システムのヘルプデスクまでお願ひいたします。

電話番号：050-2018-0061

受付時間：9:00～12:00 13:00～17:00（土日祝除く）

主な変更点 目次

1. 新規申請、申請詳細	3
1.1 「対象の工事が該当するもの」の追加	4
1.2 「受講した建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の区分」の変更	5
1.3 「作業時の措置」の変更	7
1.4 チェック処理の変更	8
2. 一括申請	9
2.1 一括申請様式の変更	10
3. 申請出力	11
3.1 Excelファイルの出力項目の追加・変更	12
3.2 CSVファイルの出力項目の追加・変更	13

1章 新規申請、申請詳細

1.1 「対象の工事が該当するもの」の追加

■変更内容

「建築物または工作物の新築の工事に着手した年月日」が2006年9月1日以降の場合、「建築物等の概要」欄の下部に以下の選択肢が表示されますので、該当するものをチェックしてください。チェック内容によっては「事前調査を実施した者」（氏名、講習実施機関の名称、受講した建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の区分）および「事前調査結果」の入力が必要となります。

分析による調査を行った箇所 全角	例）2階倉庫天井、3階床
-------------------------	--------------

「対象の工事が該当するもの」の追加

対象の工事が該当するものを選択してください。

- 2006年（平成18年）9月1日以降に新築工事が開始された非鉄金属製造業施設の設備であって、2007年（平成19年）10月1日より前にその接合部分にガスケットが設置されたもの
- 2006年（平成18年）9月1日以降に新築工事が開始された鉄鋼業施設の設備であって、2009年（平成21年）4月1日より前にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンが設置されたもの
- 2006年（平成18年）9月1日以降に製造工事が開始された潜水艦であって、2009年（平成21年）4月1日より前にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンが設置されたもの
- 2006年（平成18年）9月1日以降に新築工事が開始された化学工業施設の設備であって、2011年（平成23年）4月1日より前にその接合部分にグランドパッキンが設置されたもの
- 2006年（平成18年）9月1日以降に新築工事が開始された化学工業施設の設備であって、2012年（平成24年）3月1日より前にその接合部分にガスケットが設置されたもの
- 上記に該当しないもの

1.2 「受講した建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の区分」の変更（1/2）

■変更内容

「受講した建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の区分」について、以下の変更が行われます。

- ・「工作物」、「船舶」の追加

- ・複数選択可能

- ・選択した区分と工事情報の妥当性チェックの追加

※適切な区分が選択されていない場合はエラーとなります

（請負事業者が実施した場合も元方（元請）事業者情報へ入力が必要です）

元方（元請）事業者の調査、分析を実施した者	
事前調査を実施した者 ?	
氏名	<input type="text" value="例) 事前 一郎"/> 全角（半角は英字のみ可）
講習実施機関の名称 ?	<input type="text" value="〇〇センター、〇〇協会〇〇〇県支部、日本アスベスト調査診断協"/> 全角
事前調査を行った者が受講した建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の区分 ?	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> その他

- ・「工作物」、「船舶」の追加
- ・複数選択可能

1.2 「受講した建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の区分」の変更（2/2）

■変更内容

請負事業者情報の画面にも「受講した建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の区分」が追加になります。

請負事業者情報	
事前調査を実施した者?	
氏名	<input type="text" value="例) 事前 花子"/> 全角 (半角は英字のみ可)
講習実施機関の名称?	<input type="text" value="○○センター、○○協会○○県支部 など"/> 全角
事前調査を行った者が 受講した建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の区分	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> その他

・「受講した建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の区分」の追加

1.3 「作業時の措置」の変更

■変更内容

「作業時の措置」について、以下の選択肢が追加されます。

- ・除じん性能を有する電動工具の使用
- ・その他の粉じん発散防止措置

リスト入力		表入力																	
作業時の措置		リスト入力 表入力																	
作業対象の材料の種類	石綿使用の有無	石綿使用なしと判断した根拠（*1）					作業の種類	切断等の有無	作業時の措置（*2）										
		有	とみなず	無	①	②			③	④	⑤	除去	封し込み	囲い込み	有	無	①	②	③
吹付け材	●																		
保温材																			
煙突断熱材																			
屋根用折版断熱材																			
耐火被覆材（吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。）																			
仕上塗材																			
第1種																			
押出成形セメント板																			
パレブセメント板																			
ビニル床タイル																			
塗装系サイディング																			
石膏ボード																			
ロックウール吸音天井板																			
その他の材料（該当箇所が不明な建材は、こちらに入力）																			

- ・「除じん性能を有する電動工具の使用」の追加
- ・「その他の粉じん発散防止措置」の追加

- ・「除じん性能を有する電動工具の使用」の追加
- ・「その他の粉じん発散防止措置」の追加

(*1) ①目視 ②設計図書 ④を除く ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤製造年月日
(*2) ①負圧隔離 ②隔離（負圧なし） ③湿潤化 ④除じん性能を有する電動工具の使用
⑤その他の粉じん発散防止措置 ⑥呼吸用保護具の使用

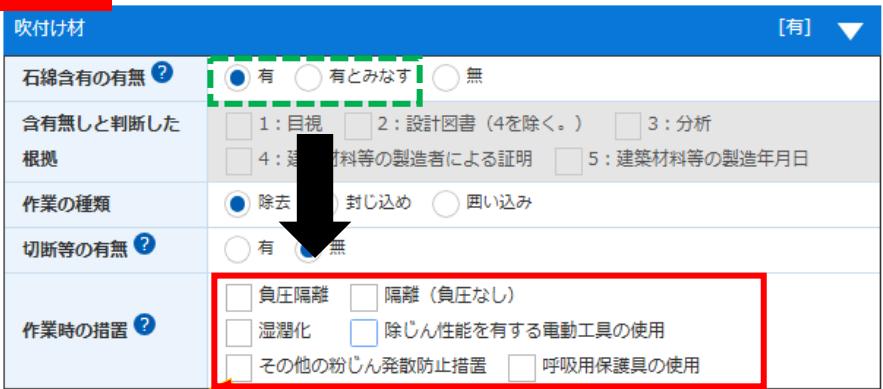
1.4 チェック処理の変更

■変更内容

以下のチェックが追加になります。

- ①「石綿使用の有無」が「有」・「有とみなす」を選択した場合、「作業時の措置」の入力が必要になります。
- ②「建築物または工作物の新築の工事に着手した年月日」が2006年9月1日以前で、工作物・船舶の工事の場合でも、「事前調査を実施した者」（氏名、講習実施機関の名称、受講した建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の区分）欄の入力が必要になります。

①



「作業時の措置」の入力が必要

②



「事前調査を実施した者」の入力が必要

2000/06/06

不明

半角

反応槽
加熱炉
ボイラ及び圧力容器
配管設備（給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙等の建築設備を除く。）
煙突
煙突（建築物に設けた排煙設備等の建築設備を除く。）
断熱設備（設備を行なうための設備を除く。）
発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）
変電設備
配電設備
送電設備（ケーブルを含む。）
トネルの天井板
プラットホームの上部
遮音壁
軽量盛土保護パネル
鉄道の軌の地下式構造部分の蓋及び天井板
鏡光用エレベーターの昇降路の蓋（建築物であるものを除く。）
船底

元方（元請）事業者の調査、分析を実施した者

事前調査を実施した者？

氏名
例) 事前 一郎
全角（半角は英字のみ可）

講習実施機関の名称？
○○センター、○○協会○○○県支部、日本アスベスト調査診断協会 など
全角

事前調査を行った者が
受講した建築物石綿含有建材調査者講習等登
録規程の区分
一般 特定 一戸建て等 工作物 船舶 その他

2章 一括申請

2.1 一括申請様式の変更

■変更内容

一括申請様式について、以下の変更があります。

「建築物または工作物の新築の工事に着手した年月日」が2006年(平成18年)9月1日以降の場合、対象の工事が該当するものを選択してください。

	2006年(平成18年)9月1日以降に新築工事が開始された非鉄金属製造業施設の設備であって、2007年(平成19年)10月1日より前にその接合部分にガスケットが設置されたもの
	2006年(平成18年)9月1日以降に新築工事が開始された鉄鋼業施設の設備であって、2009年(平成21年)4月1日より前にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンが設置されたもの
	2006年(平成18年)9月1日以降に新築工事が開始された潜水艦であって、2008年(平成21年)10月1日より前にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンが設置されたもの
	2006年(平成18年)9月1日以降に新築工事が開始された化学工業施設の設備であって、2011年(平成23年)3月1日より前にその接合部分にグランドパッキンが設置されたもの
	2006年(平成18年)9月1日以降に新築工事が開始された化学工業施設の設備であって、2012年(平成24年)3月1日より前にその接合部分にガスケットが設置されたもの
	上記に該当しないもの

①「対象の工事が該当するもの」の追加

事前調査を実施した者											
氏名	全角/半角英字										
講習実施機関の名称	全角										
事前調査を行った者が受講した建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の区分	一般	特定	一戸建て等	工作物	船舶	その他					

②「受講した建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の区分」の複数選択可能化および「工作物」、「船舶」の追加

事前調査を実施した者											
氏名	全角/半角英字										
講習実施機関の名称	全角										
事前調査を行った者が受講した建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の区分	一般	特定	一戸建て等	工作物	船舶	その他					

③請負事業者情報への「受講した建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の区分」の追加

作業時の措置	負圧隔壁	隔壁(負圧なし)	湿潤化
	除じん性能を有する電動工具の使用	その他の粉じん発散防止措置	呼吸用保護具の使用

④「作業時の措置」への「除じん性能を有する電動工具の使用」および「その他の粉じん発散防止措置」の追加

3章 申請出力

3.1 Excelファイルの出力項目の追加・変更

■ 変更内容

ダウンロードされるExcelファイルの出力項目が追加・変更になります。

労働安全衛生法の様式

請負事業者情報		労働保険番号	事業者の住所	事業者の電話番号			
請負事業者に関する事項	事業者の名前						
	事前調査を実施した者	氏名			講習実施機関の名称		
	修了した講習等の区分	<input type="checkbox"/> 一般	<input type="checkbox"/> 特定	<input type="checkbox"/> 一戸建て等	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 船舶	<input type="checkbox"/> その他
	分析調査を実施した者	氏名				作業に係る石綿作業主任者の氏名	
講習実施機関の名称							
事業者の名前	労働		事業者の住所	事業者の電話番号			
事前調査を実施した者	氏名						
修了した講習等の区分	<input type="checkbox"/> 一般						
分析調査を実施した者	氏名						
講習実施機関の名称							

①レイアウト変更および「受講した建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の区分」の追加

- ②「作業時の措置」に以下を追加
 - ・除じん性能を有する電動工具の使用
 - ・その他の粉じん発散防止措置

大気汚染防止法の様式

講習実施機関の名称	センター名称 (一般、特定、工作物)
-----------	-------------------------

③「受講した建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の区分」の複数出力対応

3.2 CSVファイルの出力項目の追加・変更

■変更内容

ダウンロードされるCSVファイルの出力項目が追加・変更になります。

※併せて「事前調査に係る各種文書作成ツール」も変更になりますので、最新版をダウンロードし、ご利用下さい。

・労働安全衛生法の様式

以下の項目が追加になります。

- ①事前調査者の修了した講習の区分
- ②作業時の措置_除じん性能を有する電動工具の使用
- ③作業時の措置_その他の粉じん発散防止措置

・大気汚染防止法の様式

以下の項目が追加になります。

- ①講習実施機関の名称

以下の項目が複数出力に対応します。

- ①書面による調査及び目視による調査を行つた者 - 講習等登録規程の区分